

議案第35号

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例（昭和31年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「78万3,000円」を「84万3,000円」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（職務に専念する義務の特例）

第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定による教育長の職務に専念する義務の特例については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和33年墨田区条例第13号）の適用を受ける職員の例による。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育長が常勤の特別職に位置付けられること等に伴い、教育長の給料の額を改定する等の必要がある。